

## MY CONDITION KOBE 利用規約（個人利用者向け）

神戸市は、MY CONDITION KOBE 利用規約（以下、「本利用規約」という。）を以下の通り定める。

### 第1章 総則

#### （用語の定義）

第1条 本利用規約の中で用いる用語の意味を以下に説明する。

- （1）「個人利用者」とは、下記の（4）に定める本サービスを利用するために本利用契約に申込みをし、神戸市がその申込みを承諾した個人をいう。
- （2）「申込者」とは、本サービスに申し込む者をいう。
- （3）「本システム」とは、神戸市が下記の（4）に定める本サービスを提供するために運営するシステムをいう。
- （4）「本サービス」とは、本システムに健康情報等を集約することにより、個人利用者が自身の健康状態を一目で把握できるようにするとともに、健康情報に即した最適なアドバイスを個人利用者に提供し、また、健康行動を促すポイント制度を提供するサービス（「MY CONDITION KOBE」）をいう。詳細は、第4条に規定する。
- （5）「第三者」とは、神戸市および個人利用者以外の者をいう。
- （6）「利用者情報」とは、本サービスが取り扱う個人利用者の個人情報（健康情報を含む。）をいう。
- （7）「外部サービス」とは、本サービス以外の外部サービスをいい、当該サービスから本サービスへのデータ移行を行うことができるもの、または本サービスからデータ移行ができるものをいう。
- （8）「本利用契約」とは、神戸市と個人利用者が、本サービスを利用するために締結する契約をいう。

#### （利用規約の適用）

第2条 本利用規約は、本サービスの利用に関する一切について、神戸市と個人利用者との間に適用される。

- 2 個人利用者は、本サービスの利用にあたり、本利用規約に同意して本利用契約を締結するものとし、本利用契約を締結しなければ本サービスを利用することができない。

#### （特約）

第3条 神戸市は、本サービスに関して、個人利用者との間で、別途合意することにより、本利用規約に加えて特約を定めることができる。当該特約は、本利用規約と共に本利用契約の一部を構成するものとする。

### 第2章 サービス

#### （サービスの内容）

第4条 神戸市は、本サービスとして、次に示すサービスをアプリケーションやウェブサイト等を用いて提供することができる。なお神戸市は、個人利用者の承諾を得ることなく、次に示すサービス内容や対象サービスに係る一切の事項に変更を加えることができる。

- （1）健康情報等管理サービス：健康情報等を本システムに集約し、アプリケーション上で参照することができるサービス
- （2）ICTを活用した保健指導サービス：個人利用者の健康情報等に即した最適なアドバイスを提供するサービス
- （3）健康ポイントサービス：個人利用者の健康行動にポイントを付与し、特典等との交換が

できるサービス（詳細は健康ポイント事業実施要綱に定めるものとし、同要綱は本利用規約の一部を構成する）

- (4) 健康等に関する情報提供サービス：健康等に関する情報（神戸市以外の第三者が提供する商品またはサービスを含む。）を個人利用者に掲示、配信するサービス
  - (5) 災害時等における情報提供サービス：本システムに登録された利用者情報を、災害時や救急活動において、神戸市が必要と認めた場合に、神戸市が医療機関や市町村等に提供するサービス
  - (6) 外部サービス連携サービス：個人利用者が同意した場合に限り、外部サービスと連携し、本システムに保管している利用者情報を利用したサービスを個人利用者が利用できるようにする、または、外部サービスを提供する事業者（以下、「外部サービス事業者」という。）から本システムが健康情報等の提供を受けるサービス
- 2 本サービスは、個人利用者に対する利用者情報の提供、健康改善・増進の支援、または災害時・救急時等において個人利用者に対する医療もしくは介護の提供が必要な際に、医療もしくは介護従事者等に対する正確な情報提供を目的とするものである。神戸市は、医療行為または医療行為に準じる行為を行うものではない。また、神戸市は、個人利用者の健康状態が改善・増進されること、および医療または介護従事者等に対する情報提供の結果として行われた医療または介護の結果について何ら保証するものではない。

（委託）

第5条 神戸市は、本利用契約に関する全部もしくは一部の業務または本サービスに基づいて取得した利用者情報の取扱いに関する全部もしくは一部の業務を、個人利用者の同意なく第三者に委託することができる。

### 第3章 利用契約

（利用資格）

第6条 申込者または個人利用者となることができる資格を有する者は、神戸市に住民登録されている者とする。

（利用契約の締結）

第7条 申込者は、神戸市が定める方法により、本利用規約に同意の上、神戸市に対し利用申請を行い、本利用契約を申し込む。

- 2 神戸市は、前項の申込者による申込みについて、第8条の各号に該当しないと判断した場合には、申込者の申込みを承諾し、本利用契約を締結することができる。
- 3 神戸市が前項に基づき申込者による本サービスの利用を承諾することとした場合には、申込者に対し承諾の通知を行う。本利用契約は当該通知を発した日に成立する。

（申込みの不承諾）

第8条 神戸市は、申込者が本利用契約の申込みを行った時点で、次のいずれかに該当する場合、契約を締結しない場合がある。

- (1) 申込者が実在しないことが判明したとき
- (2) 申込者が過去に本利用契約に違反するなどにより、本利用契約を解除、または本サービスの利用を一時停止されていたことが判明したとき
- (3) 利用申込み内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったことが判明したとき
- (4) その他、神戸市が不相当と判断したとき

（特約の締結）

第9条 神戸市は、個人利用者との間で特約を締結しようとする際には、個人利用者に対して、スマートフォン上のアプリケーション、電子メール、その他神戸市が適当と判断する方法

により、特約の締結を申込みことができる。

2 前項の契約は、個人利用者が承諾をしたときに成立する。

(利用契約の解除・一時停止)

第 10 条 神戸市は、個人利用者が以下の各号のいずれか、または第 16 条に定める禁止事項に該当すると判断した場合、事前の通知または催告を要することなく、本サービスの利用を一時的に停止し、または本利用契約を解除することができるものとする。

- (1) 第 6 条に定める利用資格を喪失した場合
- (2) 第 13 条に定める変更の届出がなされなかった場合
- (3) 郵便または電子メールでの連絡がとれない場合
- (4) 個人利用者宛に発送した送付物が返送された場合
- (5) 本利用規約に違反した場合
- (6) 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、神戸市の業務に著しく支障を生じさせた場合
- (7) その他、神戸市が個人利用者として不相当と判断した場合

#### 第 4 章 個人利用者の義務

(個人利用者の責任)

第 11 条 個人利用者は、個人利用者による本サービスの利用と本サービスを利用して行った一切の行為とその結果について一切の責任を負う。

- 2 個人利用者は、個人利用者による本サービスの利用と本サービスを利用して行った一切の行為または個人利用者が本利用規約上の義務を履行しないことに起因して、神戸市または第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。
- 3 神戸市が、個人利用者が本サービスを受けるに当たり、個人利用者に対して本サービス利用に必要な質問等を行った場合、個人利用者はその回答に対して責任をもつ。
- 4 個人利用者はその時点の健康状態、外部環境条件等を考慮し、個人利用者の自由な選択、判断および意思に基づき本サービスを利用する。
- 5 個人利用者は、自己の利用環境に応じ、コンピュータ・ウイルスの感染、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等のセキュリティを保持するものとする。

(パスコード等の発行および管理)

第 12 条 個人利用者は、第 7 条第 1 項に基づき利用申請を行う際に、ID およびパスワードを登録する。

- 2 神戸市は、第 7 条に基づき利用契約を締結した個人利用者に対し、本サービスの利用を開始するためのパスコードを付与する。
- 3 個人利用者は、第 1 項に基づき登録した ID およびパスワードならびに前項に基づき神戸市から発行されたパスコード（以下あわせて「パスコード等」という。）の管理および使用について一切の責任を持ち、不正利用の防止に努める。神戸市は、パスコード等が他者に使用されたことによって当該個人利用者が被る不利益および損害については、当該個人利用者の故意または過失の有無にかかわらず、神戸市に故意または過失がない限り、責任を負わない。
- 4 個人利用者は、自己のパスコード等を失念した場合、または自らのパスコード等が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに神戸市にその旨を連絡し、神戸市の指示に従うものとする。
- 5 個人利用者は、パスコード等を、第三者に利用させ、または貸与、譲渡等してはならない。

(変更の届出)

第 13 条 個人利用者は、住所や加入保険者等の神戸市への申込内容や、その他神戸市への届

出内容に変更が生じた場合には、神戸市に対し所定の方法で変更の届出をする。なお、婚姻による姓の変更等、神戸市が承認した場合を除き、神戸市に届け出た氏名を変更することはできない。

(サービスの運用方法)

第14条 個人利用者は、本サービスを利用する場合に必要なスマートフォンその他必要となる全ての機器等を個人利用者の責任と負担において準備する。

- 2 個人利用者は、自己の負担により通信会社からインターネット等接続サービスの提供を受けた上で本サービスを利用する。
- 3 神戸市は、本サービスの運用方法として操作マニュアル、利用方法の変更に伴う各種マニュアル等（以下、「マニュアル等」という。）を定めるものとし、個人利用者はサービス提供時における最新のオンラインで提供されるマニュアル等に記載された運用方法に従って本サービスを利用する。

(権利譲渡の禁止)

第15条 個人利用者は、本利用契約上の権利もしくは義務または契約上の地位の全部もしくは一部を他に譲渡してはならないものとする。

(禁止行為)

第16条 個人利用者は、本サービスの利用にあたり、次のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 本サービスの利用にあたり、虚偽の利用者情報を記録するなど、神戸市に虚偽の申告をする行為
- (2) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (3) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により、第三者の個人情報を収集する行為
- (4) 本サービスに関する情報を改ざんもしくは消去する行為
- (5) パスコード等を不正使用、譲渡または貸与する行為
- (6) 第三者に本サービスを利用させる行為
- (7) 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為
- (8) 神戸市または第三者の設備（神戸市が本サービスを提供するために用意する第三者が所有する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアなど）に無権限でアクセスする等その利用や運営に支障を与え、または与えるおそれのある行為
- (9) 各認証システムまたはセキュリティ機能を回避する、もしくは回避しようと試みる行為
- (10) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為
- (11) 神戸市の同意なく、営利を目的として本サービスを利用する行為
- (12) 本サービスの利用または提供を妨げる行為
- (13) 神戸市または第三者の著作権およびその他知的財産権を侵害する行為
- (14) 神戸市または第三者の財産、名誉およびプライバシー等を侵害する行為
- (15) 法令や条例または公序良俗に反する行為
- (16) 他の個人利用者に著しく不快感を与える行為
- (17) その他神戸市の信用を傷つけ、または神戸市および第三者に損害を与える行為

(サービスの利用終了手続)

第17条 個人利用者は、神戸市が定める方法に従って、解約を申し込むことによって、いつでも本利用契約を解約して本サービスの利用を終了することができる。

- 2 前項の解約の申込みを受けた神戸市は、本サービスの利用を終了する手続を行う。当該手続が完了した際に、本利用契約は終了するものとする。

## 第5章 利用料金

### (料金)

第18条 本サービスの利用料金は、無料とする。ただし、本システムと連携する外部サービス事業者が提供するアプリケーションの利用料金については、当該アプリケーションの利用規約等に従うものとする。

## 第6章 運営

### (通知)

第19条 神戸市は、個人利用者に対して、スマートフォン上のアプリケーション、電子メール、その他神戸市が適当と判断する方法により、個人利用者に対し随時本サービスに関連する事項を通知することができる。

### (免責)

第20条 神戸市は、次の各号により個人利用者または第三者に生じた損害については一切責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変その他不可抗力により、神戸市が本サービスを提供できなかった場合
- (2) 個人利用者が利用した機器等の不具合等により、本サービスを利用できなかった場合
- (3) 通信障害等によってスマートフォンサービスが利用できなかったことにより、本サービスを利用できなかった場合
- (4) パスコード等が、神戸市の責によらずして第三者に不正に使用された場合
- (5) 第21条に定める事由により、個人利用者が本サービスを利用することができなかった場合。
- (6) 個人利用者が第13条に定める届出義務を怠った場合
- (7) 個人利用者が本利用規約に違反した場合
- (8) その他、本サービスを利用することにより、神戸市の責によらずして個人利用者または第三者に損害が発生した場合
- (9) 外部サービス連携サービスによって、利用者情報が自動的に更新された場合

2 神戸市は、個人利用者が使用するいかなる機器およびソフトウェアについても、一切動作保証は行わない。

3 神戸市は、本サービスに保管された、個人利用者の利用者情報について正確性を保証するものではない。

4 神戸市は、外部サービス事業者が提供する健康情報等について、その完全性、正確性、適用性、有用性に関し、保証するものではなく、一切責任を負わないものとする。

5 神戸市は、個人利用者が本人の事由により本サービスを利用しないことについて、一切の責任を負わないものとする。

6 個人利用者は、本サービスの利用によって神戸市もしくは第三者に損害を与えた場合または第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と負担により解決するものとし、神戸市は一切責任を負わないものとする。

### (サービスの一時的な中断)

第21条 神戸市は、次のいずれかに該当すると判断した場合には、個人利用者への事前の通知または承諾を要することなく、一時的に本サービスを中断できる。

- (1) 本サービスの提供に必要な設備の故障等により保守を行う場合
- (2) 天災地変その他不可抗力により本サービスを提供できない場合
- (3) その他、運用上または技術上の理由でやむを得ない場合

2 神戸市は、前項の他、本サービスの提供に必要な設備の保守を行うため、個人利用者へ事前通知の上、本サービスを一時的に中断できる。

(サービス提供の終了)

第 22 条 本サービスの提供を終了する場合、神戸市は、以下の手続をもって全ての個人利用者に対するサービスの提供を終了する。

(1) 事前に個人利用者に第 19 条に基づいて通知を発した場合

(2) 不可抗力により本サービスの提供が不可能となったと神戸市が判断した場合

2 前項に基づき神戸市が本サービスの提供を終了する場合、本サービスの提供は(1)の通知に記載された時点または(2)の判断の時点において終了する。

## 第 7 章 知的財産および利用者情報

(知的財産権)

第 23 条 本サービスにおいて神戸市が提供するコンテンツ、画面デザイン等に関する管理処分権、著作権またはその他の知的財産権は、神戸市または、本サービスを提供するにあたり神戸市と契約を締結している事業者(ライセンサーおよび委託先を含む)に帰属する。

2 神戸市と個人利用者との本利用契約の締結は、前項の権限および権利の移転を意味するものではない。

(利用契約に基づく利用者情報の取扱い)

第 24 条 利用者情報は神戸市に帰属する。

2 個人利用者は、神戸市が、利用者情報を、次の各号に定める利用目的の範囲において利用し、第三者に提供することに同意する。

(1) 本サービスを提供するため

(2) 本サービスの利用状況を分析するため

(3) 本サービスの改善改良のため

(4) 個人利用者からの本サービスについての問い合わせ、または個人利用者への電話による対応や郵送等のため

3 個人利用者は、前項の利用目的に加え、神戸市が、利用者情報を、市民の健康増進や本サービスの向上に関する分析、科学研究または研究開発のために利用し、または、個人を直ちに識別できないよう加工したうえで、第三者(大学、研究所等の研究機関)に提供することについて同意する。

4 神戸市は、第 2 項の目的の範囲内において、個人利用者の同意に基づき、外部サービス事業者から個人情報の提供を受け、または外部サービス事業者に対して利用者情報の提供を行うことができる。

5 神戸市は、個人利用者の同意を別個に得た場合には、第 2 項各号に定める利用目的以外の利用目的のために、利用者情報を取り扱うことができる。

6 神戸市は、個人利用者から提供された利用者情報が違法または不当に取得されたものである等、利用者情報が、本サービスにおいて取り扱うことが不適切であると判断した場合は、個人利用者に事前に通知することなく利用者情報を削除する場合がある。神戸市はかかる削除により個人利用者が発生した不利益について、一切の責任を負わない。

(神戸市個人情報保護条例に基づく利用者情報の取扱い)

第 25 条 神戸市は、本サービスの提供にあたり、個人利用者から提供された利用者情報を、神戸市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱い、利用者情報の漏えい、き損および滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

2 個人利用者は、神戸市に対し、神戸市個人情報保護条例に基づき、本サービスで保管された利用者情報の開示や訂正を請求することができる。

(利用契約の終了と利用者情報の取扱い)

- 第 26 条 神戸市は、本利用契約が終了（解除または解約により終了した場合を含む）した場合、本利用契約の終了の日から、第 24 条に定める利用者情報の利用および提供を停止する。
- 2 神戸市は、本利用契約の終了の日から 1 年経過した個人利用者であった者に関する利用者情報を削除する。

## 第 8 章 その他

### （利用規約の変更）

- 第 27 条 神戸市は、個人利用者の承諾を要することなく、本利用規約に新たな規定の追加または変更を行うことができる。この場合、新たに追加または変更される規定は本利用契約の一部を構成する。
- 2 本利用規約を追加または変更する場合、神戸市は本サービス上において個人利用者に事前に本利用規約を追加または変更すること、追加または変更の内容および追加または変更後の利用規約の効力発生時期の通知を行うものとする。
- 3 変更後の利用規約は、神戸市が別途定める場合を除いて、前項に定める通知に記載した効力発生時期から効力を生じる。
- 4 利用規約の変更があった場合、個人利用者が本利用契約を解約しない限り、個人利用者は利用規約の変更内容に同意したものとみなす。

### （有効期間）

- 第 28 条 本利用契約は、神戸市が第 7 条に基づいて承諾の通知を発送した日から、第 10 条に基づき神戸市が本利用契約を解除した日、第 22 条に基づき神戸市が本サービスを終了させた日、または第 17 条に基づき個人利用者が本利用契約を解約した日まで、神戸市と個人利用者の間で有効に存続するものとする。

### （合意管轄）

- 第 29 条 本利用規約および本利用契約に関する一切の紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

### （準拠法）

- 第 30 条 本利用規約に関する準拠法は、日本法とする。

### （存続条項）

- 第 31 条 第 20 条（免責）、第 23 条（知的財産権）から第 26 条（利用契約の終了と利用者情報の取扱い）、第 29 条（合意管轄）および第 30 条（準拠法）の規定については、本利用契約終了の後も効力を有するものとします。

## 附則

本利用規約は平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

平成 31 年 3 月 4 日改訂